

韓国知的財産ニュース 2021年9月前期

(No. 446)

発行年月日：2021年9月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2112378）
- 1-2 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2112383）
- 1-3 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案
（議案情報：2112473）
- 1-4 発明振興法施行令の一部改正令（案）再立法予告
（特許庁公告第2021-227号）
- 1-5 下請取引公正化に関する法律施行令一部改正（案）の立法予告

関係機関の動き

- 2-1 2021年下半期の弁理士実習見習い集合教育の募集公告
- 2-2 「強い特許」を中心に、知的財産保護を強化する
- 2-3 第四次産業融合技術分野における特許審査基準、専門家とともにつくる
- 2-4 6日から国際特許情報博覧会（PATINEX2021）をオンラインで開催
- 2-5 特許庁、遺伝子情報[序列目録]作成標準セミナーの開催
- 2-6 特許庁ーソウル回生法院、回生企業支援のための業務協約締結
- 2-7 私のアイデアを公共機関と取引しました
- 2-8 先端技術分野における専門審査人材の充員拡大

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 相手の不正競争行為により被害を受けてもお手上げ

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 安全な職場、5世代移動通信(5G)で解決する
- 5-2 新型コロナウイルスのパンデミック以降、電子商取引の強者になる条件とは
- 5-3 ゴルフ初心者も特許でホールインワン！
- 5-4 電気自動車に使用される最新の制動技術
- 5-5 3密の危険なエレベーターの進化、新型コロナウイルス安心技術の搭載

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2112378）

議案情報システム（2021.9.2.）

議案番号：2112378

提案日：2021年9月2日

提案者：イ・ソヨン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法上は、デザイン権者又は専用実施権者がそのデザイン権又は専用実施権に対する侵害を受けた際に適用される「侵害罪」について、権利者の告訴があればこそ該当の罪を犯した者を起訴することができる「親告罪」と規定している。

ところが、「刑事訴訟法」第230条によると親告罪は、被害者が犯人を知った日から6ヶ月が経過すると告訴できないように告訴期間が制限されている。そのため、第一に、デザイン権者又は専用実施権者が上記の制限された告訴期間（6ヶ月）が徒過してから侵害の事実を知り告訴できなくなる場合が発生する可能性がある。第二に、デザイン権侵害が不明確であるにも関わらず告訴期間を徒過させないように一旦告訴を提起してみる告訴乱発の懸念もある。第三に、捜査機関が侵害事実を認知してもデザイン権者又は専用実施権者の告訴意思を確認する前には積極的に捜査を進め難い。

そこで、「侵害罪」を現在の「親告罪」ではなく、告訴期間の制限も無く、告訴しなくても一旦捜査の開始と進行が可能であり、万が一、その後に被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明した場合にのみ、始めて起訴しない反意思不罰罪に変更することで、デザイン権と専用実施権者の権利保護を強化しようとするものである（案第220条第2項）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第220条第2項のうち、「告訴がなければ公訴を提起することができない」を「被害者の明示的な意思に反して公訴を提起することができない」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布日から施行する。

第2条（訴訟に関する適用例） 第220条第2項の改正規定は、この法律施行後の犯行から適用する。

1-2 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2112383）

議案情報システム（2021.9.2.）

実用新案法一部改正法律案（議案番号：2112383）

議案番号：2112383

提案日：2021年9月2日

提案者：イ・ソヨン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法上は、実用新案権者又は専用実施権者とその実用新案権又は専用実施権に対する侵害を受けた際に適用される「侵害罪」について、権利者の告訴があればこそ該当の罪を犯した者を起訴することができる「親告罪」と規定している。

ところが、「刑事訴訟法」第230条によると親告罪は、被害者が犯人を知った日から6ヶ月が経過すると告訴できないように告訴期間が制限されている。そのため、第一に、実用新案権者又は専用実施権者が上記の制限された告訴期間（6ヶ月）が徒過してから侵害の事実を知り告訴できなくなる場合が発生する可能性がある。第二に、実用新案権侵害が不明確であるにも関わらず告訴期間を徒過させないように一旦告訴を提起してみる告訴乱発の懸念もある。第三に、捜査機関が侵害事実を認知しても実用新案権者又は専用実施権者の告訴意思を確認する前には積極的に捜査を進め難い。

そこで、「侵害罪」を現在の「親告罪」ではなく、告訴期間の制限も無く、告訴しなくても一旦捜査の開始と進行が可能であり、万が一、その後に被害者が起訴を望まないという

意思を確実に表明した場合にのみ、始めて起訴しない反意思不罰罪に変更することで、実用新案権と専用実施権者の権利保護を強化しようとするものである（案第45条第2項）。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第45条第2項のうち、「告訴がなければ公訴を提起することができない」を「被害者の明示的な意思に反して公訴を提起することができない」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布日から施行する。

第2条（訴訟に関する適用例） 第45条第2項の改正規定は、この法律施行後の犯行から適用する。

1 - 3 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案情報：2112473）

議案情報システム（2021.9.8.）

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案情報：2112473）

議案番号：2112473

提案日：2021年9月8日

提案者：リュ・ホジョン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法における国家核心技術の非公開規定及び情報公開請求等を通じて取得した産業技術に関する情報の秘密保持義務において、企業が関連事業場に関する情報を隠蔽し、その事業場に関する公益的な問題提起を抑圧できる道具に転落するという指摘がある。

また、産業技術の取得、あるいは使用・公開等に「不正な方法」、「不正な利益を得るか、又は対象機関に損害を加える目的」、「外国で使用するか、又は使用されるようにする目的」等がなくても、「提供された目的以外の用途」として使用・公開するだけで、処罰するようにする規定において、産業技術が「含まれている情報」という規定が過度にあいまいな

うえに、「産業技術」の技術目録は、過度に広範囲で確認し難い場合も含まれているため、明確性の原則に違反する余地があるという意見がある。

そこで、関連規定を削除し、産業技術の保護及び公益的な問題提起が調和するようにすることにより、国民経済の健全な発展を図ろうとするものである（案第9条の2・第14条第8号・第34条第10号の削除等）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第9条の2を削除する。

第14条第8号を削除する。

第34条第10号を削除する。

第36条第3項のうち、「第4号・第6号・第6号の2及び第8号」を「第4号・第6号及び第6号の2」とし、同条第4項のうち、「第14条第4号及び第8号のいずれかに」を「第14条第4号に」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布日から施行する。

第2条（罰則に関する経過措置） この法律を施行する前の行為に対して罰則を適用する際には、従前の規定に従う。

1 - 4 発明振興法施行令の一部改正令（案）再立法予告（特許庁公告第 2021-227 号）

電子官報（2021.9.14.）

特許庁公告第2021-227号

「発明振興法施行令」の一部改正令案の再立法予告に当たり、その理由と主要内容を国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021年9月14日

特許庁長

「発明振興法施行令」の一部改正令（案）再立法予告

1. 改正理由

知的財産の評価に対する市場需要が高まるにつれて、発明の評価機関の指定要件を緩和し、有望な発明の評価機関の新規導入を促進するためのものである。

2. 主要内容

イ. 発明の評価機関を指定するための専門人材の要件の改正（案第12条第2項）

1) 発明の評価業務を遂行できる専門人材として弁理士・会計士または技術士の資格を取得したり、関連分野の博士学位を所持している者3名以上を常時雇用するようにした規定を、弁理士・会計士または技術士の資格を取得したり、関連分野の博士学位を所持している者2名以上を常時雇用するように規定

2) 発明の評価業務を随行できる専門人材として発明の評価に関する業務に5年以上従事した者7名以上を常時雇用するようにした規定を、発明の評価に関する業務に3年以上従事した者3名以上を常時雇用するように規定

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2021年9月30日までに統合立法予告センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際に理由を明示）

ロ. 姓名（機関・団体の場合、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：(35208) 大田広域市西区庁舎路189 政府大田庁舎4棟1804号 産業財産活用課

電子郵便： yjmoon623@korea.kr

ファックス：042-472-1406

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁の産業財産活用課（電話：042-481-5807、ファックス：042-472-1406）にお問い合わせください。

1-5 下請取引公正化に関する法律施行令一部改正(案)の立法予告

公正取引委員会（2021.9.14.）

秘密保持契約の記載事項を具体化し、代金の算定内訳書類を保存するようにする

公正取引委員会は、改正下請法の施行(2022年2月18日予定)のため、必要な事項と元事業者の保存書類の対象拡大などの内容を盛り込んだ「下請法施行令の改正案」を設け、2021年10月25日まで立法予告する。

改正の下請法に基づき元事業者の秘密保持契約の締結が義務化され、秘密保持契約書に必ず含めるべき事項を具体化にし、保存対象書類に秘密保持契約書を追加した。

また、代金の不当決定・減額などを予防するために、代金算定基準及び内訳と関連した書類を保存するようにした。

1. 下請法施行令改正案の主な内容

イ. 保存書類対象の拡大(案第6条第1項第5の4号及び第8号の新設)

元事業者が保存しなければならない書類に秘密保持契約書、代金算定基準及び内訳と関連した書類を追加した。

改正の下請法によると、元事業者が需給事業者から技術資料の提供を受ける場合、必ず秘密保持契約を締結しなければならないため、保存対象書類に同秘密保持契約書を追加した。

また、代金算定基準及び内訳と関連した根拠書類を保存するようにして不当な代金決定を予防し、紛争が発生する場合に証拠資料として活用できるようにした。

ロ. 秘密保持契約書記載事項の具体化(案第7条の4新設)

改正の下請法に基づいて、元事業者は技術資料の提供を受けた場合、秘密保持契約を締結しなければならないが、この契約に必ず含めるべき事項を施行令で規定した。

法律に規定した秘密保持契約義務の記載事項は、技術資料の名称及び範囲、資料を保有する役職員の名簿、秘密保持義務、目的外使用禁止、義務違反時の賠償に関する事項などがあり、このほかにも技術資料の使用期間、返還(廃棄)方法、返還(廃棄日)などを記載するようにした。

2. 期待効果・計画

今回の施行令改正案が確定・施行されれば、技術資料の提供と関連するすべての秘密を保護することで、より強く下請事業者の技術を保護することができると期待される。

また、代金算定と関連する資料を保存することで、代金決定過程の公正性が高まると期待される。

公正取引委員会は立法予告期間の間、利害関係者、関係部署などの意見を纏めて法制処の審査、国務会議などを経て迅速に改正を完了する計画である。

※立法予告案に対する意見提出方法

▶本改正案に意見のある個人や団体は、2021年10月25日まで統合立法予告センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じて、オンラインで意見を提出するか、①予告事項に対する意見(賛成・反対・修正意見とその理由)、②氏名(団体の場合は団体名と代表者名)、住所、電話番号を記載した意見書を郵便またはファックスで提出してください。

- ・郵便：世宗市ダソム 3 路 95 政府世宗庁舎 2 棟公正取引委員会企業取引政策課
- ・ファックス：044-200-4656

下請法施行令一部改正(案)の新旧条文対照表

現行	改正案
<p>第 6 条(書類の保存)①法第 3 条第 9 項に基づいて保存すべき下請取引に関する書類は、法第 3 条第 1 項の書面と次の各号の書類または次の各号の事項が記載された書類とする。</p> <p>1. ～5 の 3. (省略)</p> <p><新設></p> <p>6・7(省略)</p> <p>8. <u>入札明細書、落札者決定書、見積書、現場説明書、設計説明書</u>など下請代金の決定と関連した書類、ただし、現場説明書及び設計説明書は建設委託の場合のみ該当する。</p> <p>②(省略)</p>	<p>第 6 条(書類の保存)①……………</p> <p>1. ～5 の 3. (現行と同じ)</p> <p><u>5 の 4 需給事業者が元事業者に技術資料を提供する場合には、第 7 条の 4 各号の事項が含まれた秘密保護契約の書面</u></p> <p>6・7(現行と同じ)</p> <p>8. <u>下請代金の算定基準及び内訳と関連した書類、入札明細書……………</u></p> <p>②(現行と同じ)</p> <p>第 7 条の 3(技術資料の要求時に書面記載事項)</p>

<p>第 7 条の 3(技術資料の要求時に書面記載事項)法第 12 条の 3 第 2 項で「<u>要求目的、秘密保持に関する事項、権利帰属関係、代価</u>など大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. <u>秘密保持方法など要求対象技術資料の秘密保持に関する事項</u></p> <p>3. ～6. (省略)</p> <p>6 の 2. <u>要求対象技術資料の使用期間</u></p> <p>6 の 3. <u>返還または廃棄方法</u></p> <p>6 の 4. <u>返還日または廃棄日</u></p> <p>7. (省略)</p> <p><u><新設></u></p> <p><u>第 7 条の 4・第 7 条の 5(省略)</u></p>	<p>……………</p> <p>……</p> <p><u>「要求目的」……………</u></p> <p>1. (現行と同じ)</p> <p><u><削除></u></p> <p>3～. 6. (現行と同じ)</p> <p><u><削除></u></p> <p><u><削除></u></p> <p><u><削除></u></p> <p>7. (現行と同じ)</p> <p>第 7 の 4(秘密保持契約の記載事項)</p> <p>法第 12 条の 3 第 3 項で「当該技術資料の範囲、技術資料の提供を受けて保有する役職員の名簿、秘密保持義務及び目的外の使用禁止、違反時の賠償など大統領で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。</p> <p>1. 技術資料の名称及び範囲</p> <p>2. 技術資料の使用期間</p> <p>3. 技術資料を保有する役職員の名簿</p> <p>4. 技術資料の秘密保持義務</p> <p>5. 技術資料の目的外の使用禁止</p> <p>6. 秘密保持義務違反時の賠償</p> <p>7. 技術資料の返還または廃棄方法</p> <p>8. 技術資料の返還日または廃棄日</p> <p><u>第 7 条の 5・第 7 条の 6(現行第 7 条 4 及び第 7 条の 5 と同じ)</u></p>
---	--

関係機関の動き

2-1 2021年下半期の弁理士実習見習い集合教育の募集公告

韓国特許庁(2021.9.1.)

弁護士資格証の所有者等を対象に、9月2日(木曜)～9月8日(水曜)に実施

特許庁国際知識財産研修院は、「2021年下半期の弁理士実務見習い集合教育」の申し込みを9月2日(木曜)から9月8日(水曜)まで7日間、国際知識財産研修院ウェブサイトを受け付けると発表した。

下半期の弁理士実務見習い集合教育は、資格証を取得した者が主要教育対象であり、教育は2021年11月1日(月曜)から2022年1月6日(木曜)までの10週間(47日)実施する予定である。

上半期の集合教育とは違い、下半期の教育は非理工系の弁護士資格証所有者が必須的に履修しなければならない科学技術の理解科目が選択科目として追加で開設され、また、知的財産関連の法制度の講義時間が拡大される等、教育対象者に合わせて講義日程表が一部変更される。

これに加え、上半期と同様に新型コロナウイルスの拡散が持続している状況であるため、「弁理士法施行令」及び関連規定の趣旨に従って2週間のオフライン教育で内容を充実にし、教育生徒の感染予防のために、リアルタイムオンライン教育を並行して実施する予定である。

オフライン教育は、実習科目を2週間に、3回に分けて国際知識財産研修院(大田儒城区所在)において実施される。座席を離す等の防疫守則を徹底的に遵守し、教育人材を分けて密集度を緩和する等の教育生徒の安全を最優先的に考えて教育を実施する計画である。

また、リアルタイムオンライン教育は遠隔画像教育で実施され、講師の一方的な講義でない、質疑・応答等の時間を通じて体感型教育を行い、教育の効果を最大限に高める予定である。

そして、教育生徒の職業倫理意識強化のために倫理教育時間を別途編成及び拡大し、オンライン教育のうち、不正行為を防止するための教育プラットフォームの画像カメラ識別

機能の搭載及びリアルタイムの出席点検を強化する等、教育生徒の管理にも全力で臨む予定である。

下半期の実務見習い教育関連の詳細な運営計画は、9月1日(水曜)に特許庁及び国際知識財産研修院のウェブサイト等に公告された。

特許庁国際知識財産研修院長は、「今回の教育は下半期教育運営上の不備点を補完し、教育生徒の新型コロナウイルス感染予防を優先的に考慮する等、教育の質と安全が同時に確保できるよう努めたい」と述べた。

2-2 「強い特許」を中心に、知的財産保護を強化する

韓国特許庁 (2021.9.2.)

特許庁、来年の予算案 6,695 億ウォンを編成して国会に提出

- ▲高品質の審査・審判処理支援(975 億ウォン)
- ▲海外知的財産権の保護(245 億ウォン)
- ▲新型コロナウイルス対応などの未来新産業特許基盤の研究開発(400 億ウォン)
- ▲公益弁理士特許相談センターなど、国民参加型予算(21 億ウォン)
- ▲小商工人の知的財産能力強化(19 億ウォン)

特許庁は、2022 年の予算案を前年比 10.5%増の 6,695 億ウォンで編成して国会に提出したと発表した。

※特許庁の予算(純計)：(2021 年)6,060 億ウォン→(2022 年予算案)6,695 億ウォン(635 億ウォン増)

来年度の予算案は、歳入項目のうち、特許、商標出願など手数料の収入増加および公共資金管理基金の預託金元金回収額の規模増加により増えた。

知的財産の創出・保護などの主要事業費は、2021 年の本予算に比べ 79 億ウォンが増加した 3,606 億ウォンを編成した。

※手数料収入：(2021 年)5,425 億ウォン→(2022 年予算案)5,883 億ウォン(458 億ウォン増)

※公共資金管理基金の元金回収：(2021年)285億ウォン→(2022年予算案)412億ウォン
(127億ウォン増)

※主要事業費：(2021年)3,527億ウォン→(2022年予算案)3,606億ウォン(79億ウォン
増)

来年度の予算案は、①高品質の審査・審判サービス提供のための審査・審判支援、②輸出
企業の海外知的財産権紛争対応の強化および国内知的財産権の保護拡大、③技術自立の
ための特許基盤 R&D 支援、④標準特許の創出支援に対する投資を強化する予定である。

<重点投資方向>

特許・論文などの技術文献が急増し、オンラインショッピングモールを中心に卸・小売業
の商標出願の増加に伴い、高品質審査・審判サービス支援に 975 億ウォンを編成した。

※審査・審判処理支援：(2021年)864億ウォン→(2022年予算案)975億ウォン(111億ウ
ォン増)

※特許出願(件)：(2017年)20万4,775→(2018年)20万9,992→(2019年)21万8,975→
(2020年)22万6,759

※商標出願(件)：(2017年)18万2,918→(2018年)20万341→(2019年)22万1,507→(2020
年)25万7,933

世界各国の保護貿易主義の拡散による国際知的財産権紛争危険の増加により、韓国輸出
企業の海外特許紛争に対する警告状対応など、国際知財権の紛争対応を強化する。

※知的財産権の紛争対応戦略支援：(2021年)109億ウォン、389社→(2022年予算案)139
億ウォン、480社(20億ウォン増、91社増)

また、海外企業との特許紛争に対する事前準備のために、海外知的財産の紛争情報に関す
るモニタリングおよび情報提供を拡大して実施する計画である。

※海外知的財産権の紛争情報提供：(2021年)14億ウォン→(2022年予算案)23億ウォン
(9億ウォン増)

最近、「ドプジュク」事件(韓国知的財産ニュース 2021年4月前期(No. 436)参照)のよう
な小商工人の知的財産被害事例を防止するために、商標出願支援などの小商工人の知的
財産権利化事業を新設した。認識向上のための教育および広報も実施する予定である。

※小商工人の知的財産権利化支援：(2022年予算案、新規)18億ウォン(17市道×145件)

※小商工人の知的財産認識向上：(2022年予算案、新規)1億ウォン(17市道×3回)

素材・部品・設備分野の技術自立のために、中小・中堅企業の特許基盤カスタマイズ型の特許戦略(IP-R&D)については持続的に支援し、カーボンリサイクル技術、ワクチン開発など、未来核心新産業分野に対するR&D課題も拡大して支援する。

※知的財産権連携の研究開発戦略(IP-R&D)：(2021年)384億ウォン、526件→(2022年予算案)400億ウォン、548件(16億ウォン増)

未来新産業の主導権確保およびロイヤリティー収入拡大のため、6Gなどの情報通信技術分野における優秀な標準特許(※)を創出するための支援を拡大し、韓国中小・中堅企業の不必要な標準特許ロイヤリティー支出を節減するための標準特許分析事業を拡大する計画である。

※国際標準化機構などの国際機構で定めた標準規格を技術的に実現する際に、必須的に実施しなければならない特許(「必須特許」と呼ばれる)

※標準特許の創出支援：(2021年)39億ウォン→(2022年予算案)60億ウォン

国民参加型予算として、社会的弱者の保護のために無料産業財産権相談などを提供する「公益弁理士特許相談センター」の弁理サービスを強化した。

※公益弁理士特許相談センター：(2021年)16億ウォン→(2022年)19億ウォン(3億ウォン増)

特許庁が国会に提出した「2022年度予算案」は、国会審議を経て2021年12月初めに確定される予定である。

2-3 第四次産業融合技術分野における特許審査基準、専門家とともにつくる

韓国特許庁(2021.9.3.)

特許庁、「第四次産業融合技術分野の専門家フォーラム」発足

特許庁は、人工知能など第四次産業融合技術分野の特許審査に専門家の意見を反映するため、「第四次産業融合技術分野の専門家フォーラム」を構成し、第1回目の会議を9月3日(金曜)午後2時からオンラインで開催すると発表した。

人工知能を中心にバイオ・ヘルスケア、モノのインターネット、自動走行、スマート製造など様々な分野の技術などが融合されており、このような新しい技術の流れに合う特許審査基準を設けるためには、積極的に多様な現場専門家の意見を聴取する必要がある。

「第四次産業融合技術分野の専門家フォーラム」は、人工知能技術分科、バイオ・ヘルスケア技術分科および制度改善分科に区分し、分科別に10人余りの法律・技術知的財産権専門家で構成した。

人工知能技術分科とバイオ・ヘルスケア技術分科は、該当分野の技術専門家と知的財産権専門家が参加し、産業現場に合う特許審査基準について議論を行い、法律専門家と知的財産権専門家で構成される制度改善分科は、第四次産業革命の中核技術の中で、その適用分野が迅速に拡大されている人工知能およびバイオ・ヘルスケア関連のさまざまな知財権の争点を中心に、該当分野の特許制度や審査方向について検討する計画である。

特許庁融合複合技術審査局長は、「第四次産業革命時代の中核技術である人工知能、バイオなどの融合技術に対する品質の高い特許の確保は、国家競争力の強化に直結する」と強調し、「第四次産業融合技術分野の専門家フォーラム」を通じて、現場専門家の意見を持続的に審査実務と審査制度改善に反映させ、カスタマイズ型高品質の特許確保を支援する」と述べた。

2-4 6日から国際特許情報博覧会（PATINEX2021）をオンラインで開催

韓国特許庁（2021.9.6.）

未来の市場を先取りする道、特許データを活用しましょう

企業の核心無形資産である特許データの多様な活用戦略を共有し、ビッグデータ、AIなどの最新技術の動向分析を通して未来を予測する知的財産情報サービスが体験できるイベントが開催される。

韓国特許庁は、今年で第17回目を迎える韓国最大規模の国際特許情報博覧会である「PATINEX（※）2021」を9月6日（月曜）から10日（金曜）まで5日間、オンラインで開催することを発表した。

※PATent Information EXpo：2005年から開催され、昨年第16回目を迎えた。

2021年のイベントでは、「デジタル転換の時代、知的財産データの戦略的活用」というテーマで、韓国国内外の約30社の企業・機関などが参加し、技術調査・分析、技術事業化、法律相談など、さまざまな知的財産情報サービスを披露する。

オンライン会場は、テーマ及び新製品発表などが行われる「カンファレンス館（開幕式、事例発表、新製品発表館など）」と様々な知的財産情報サービスが体験できる「体験・展示館（オンライン展示館、体験/イベント館など）」などで構成される。

開幕式では、「大転換の時代における知的財産戦略」というテーマでKAIST総長の基調講演が行われ、その後「オープンソースとMS」「スマート畜産時代の中での知的財産」など、未来技術と知的財産をテーマに様々な事例発表が行われる。

同時に、「新製品発表館」では、韓国国内外の知的財産情報サービス企業が新しく発売する様々なサービスを紹介し、また、主要国の特許庁（韓国、米国、欧州、日本、中国、シンガポール）からも知的財産データの提供及び活用政策について発表する予定である。

「オンライン展示館」で観覧客は、展示企業が提供する知的財産情報サービスを無料で体験し、リアルタイム相談が受けられる。さらに、博覧会期間中は、抽選で観覧客に景品を提供するイベントも行われる。

また、2021年からは「PATINEX 常時ホームページ」を運営し、知的財産情報サービス業に対する関心を持続させるとともに、知的財産情報サービスの需要者と供給者を常時マッチングさせるプラットフォームとして活用する計画である。

韓国特許庁の情報顧客支援局長は、「特許データは、デジタル転換の時代において企業が未来の先端技術と産業の行方を把握し、技術開発の方向などを設定するにあたっての核心道具」とし、「この度オンラインで開催されるイベントに参加する多くの企業が、特許データを戦略的に活用して未来の市場を先取りする技術・経営戦略の樹立のための洞察力を得ることを期待する」と述べた。

一方、PATINEX2021開催に関する詳細はイベントのホームページ（www.patinex.org/2021/main.do）から確認できる。

2-5 特許庁、遺伝子情報[序列目録]作成標準セミナーの開催

韓国特許庁（2021.9.8.）

世界知的所有権機関(WIPO)と共同で、
新規標準を紹介するためのオンラインセミナーを開催

特許庁は、生命工学分野における特許出願時に必須的に作成する「遺伝子及びアミノ酸序列目録」の新規標準(ST. 26)が制定されることにより、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で、これを紹介するオンラインセミナーを開催する。

※遺伝子及びアミノ酸序列情報を収録した目録であり、生命工学関連特許の必須記載事項

新規標準は、世界 3 大バイオ序列情報データセンターなど(※)で使用中のデータ標準を反映し、従前よりも早く効果的に序列情報を公開することを目標にしている。

※世界 3 大バイオ序列情報データセンターと国際序列情報協力体

- ▶ NCBI(米)、EMBL-EBI(欧州)、DDBJ(日)は、序列情報 DB 協力体(INSDC)を組織してデータを共有
- ▶ 特許序列だけでなく、論文に搭載された序列も保存しており、公衆に無料で検索可能な形態を公開している。生命科学・医療分野の当業者が先行技術の検索時に必須的に活用

従って、新規標準を使用する場合、バイオビッグデータの核心である序列情報を研究者により迅速に提供することによって、今後、生命工学・医療分野の新技术開発及びと特許取得に大きく寄与すると特許庁は見込んでいる。

セミナーは、ユーザーが新規標準を利用して序列目録を作成する際に困らないよう、生命工学分野の専門家を講師として招聘し、2回にわたりオンラインで開催する。

韓国内の生命研究資源を統合管理する韓国生命工学研究院の国家生命研究資源情報センター(KOBIC)イ・ビョンウク責任研究員が講師として招聘され、今回のセミナーで直接講演する予定である。

< 遺伝子情報(序列目録)作成標準セミナーの開催日程 >

区分	日時	内容
入門 課程	9月10日(金) 午後3時0分	新規標準導入の背景及びメリット、既存標準と差 新規標準用の序列目録作成ソフトウェアの紹介

上級 課程	10月22日(金) 午後3時30分	序列目録作成に必要な特徴記号(feature key)及び限定者(qualifier)記載方法などの紹介
----------	----------------------	--

共同セミナーは、オンラインで実施されるので受講人数の制限はないが、事前にWIPOのオンラインセミナー登録申請リンク※を通じて登録し、オンラインセミナーリンクアドレスを受けなければならない。

※(1次) https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=65769

(2次) https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=65792

特許庁情報顧客支援局長は、「今回のセミナーは、生命工学関連の特許を受けるためには必ず知って置くべき新規標準を、韓国の国内最高の生命工学データ専門家が直接ユーザーのために説明する場である」とし、「韓国の生命工学・医療分野の特許出願が、国内外において効果的に保護されるよう、WIPOと関連分野について協力及びユーザー支援に万全を期する」と述べた。

新規標準は、当初は2022年1月から全世界の特許庁で同時に適用する計画であったが、新型コロナウイルスにより一部の国で準備が遅れているため、6ヶ月延期する方案をWIPO会員国間で議論を行っている最中である。

2-6 特許庁—ソウル回生法院、回生企業支援のための業務協約締結

韓国特許庁 (2021. 9. 10.)

特許庁、回生企業の担保の知的財産権(IP)を買い取り、債務返済資金を支援し、企業経営の継続のための通常実施権及び再購買優先権も付与

[事例] IP担保融資を受けて事業化資金として活用したA企業は、最近の新型コロナウイルスの影響などにより経営が難しくなり、法院の回生手続き(※)を申請したが、経営正常化のための回生計画の認可を受けるのは容易ではなかった。そのためには、一定水準の債務返済を前提にした債権者の同意が必ず必要であったからだ。しかし、今回導入された特許庁の「担保特許買い取り後の賃貸(Sales & License Back)プログラム(以下、「SLBプログラム」)を通じ、A企業は事業推進に必要な特許を継続に使用しつつ、債務を返済して回生計画の法院認可を繰り返すことで経営正常化にさらに一歩近づくことができた。

※回生手続き：法院の管理下で行われる企業のリストラ及び債務返済の手続き

特許庁とソウル回生法院は、9月10日(金曜)午前10時にソウル回生法院(以下、「回生法院」)において、「回生企業の知的財産権(IP)活用拡大などのための業務協約」を締結したと発表した。

業務協約は、さまざまな事由(※)により事実上活用が難しい回生企業(※※)の担保IPを特許庁に迅速に処分するようにする積極行政を通じて、企業の経営正常化を支援するために行われた。

※回生企業は、債務者改正法に基づいて資産の任意処分が禁止され、売却先の確保及び法院認可の困難などにより、事実上、担保IPの活用が容易でなかった。

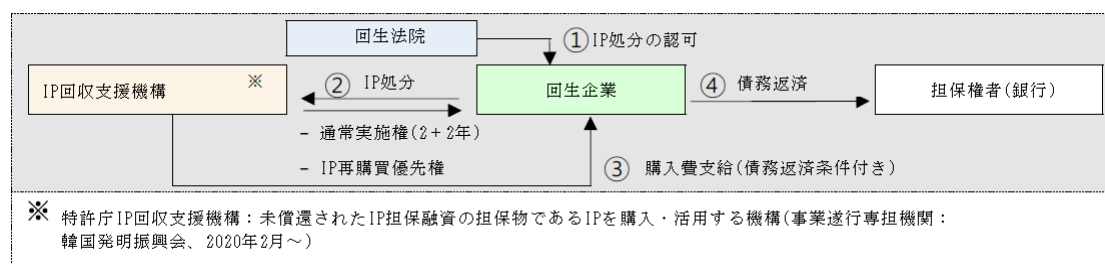
※※IP担保融資の回生企業状況：(2020年)5社→(2021年上半期)10社

今回の協力により設定された回生企業の支援方案(SLBプログラム)によると、回生法院は、債務返済のための企業の担保IP処分申請を迅速に許可し、特許庁はこれを買って回生計画の早期認可を支援する。

また、企業は低費用※でIPを継続して使用し、再購入の優先権についても保障を受け、回生に実質的に助けとなる。

※既存の融資金利の1/2に管理費用を加えた水準の低い費用で特許の実施が可能

<回生企業の経営正常化のための「SLBプログラム」推進手続き>



過去、両機関は破産企業のIP取引を促進するための協約を締結したことがあり、今回の協約締結により支援対象を回生企業にまで拡大することになった。

※両機関は2019年6月に「破産企業のIP取引促進のための業務協約」を締結

回生法院長は、「今回の業務協約を通じて回生企業は資産処分の負担を軽くし、債務を返済できるようになり、回生認可の可能性をより高めることができる」とし、「今後、SLBプログラムに対する専任法官を指定するなど、回生企業の支援のために特許庁と積極的に協力する」と述べた。

特許庁長は、「回生法院との議論が具体化した今回の SLB プログラムを通じて、過去の破産企業の IP 仲介とともに、倒産危機の企業回生まで実質的に支援できるようになった」とし、「今後もイノベーション中小・ベンチャー企業が IP を活用して事業化資金を用意し、危機状況においてもこれを資産として活用できる政策的な努力を続けていきたい」と述べた。

2-7 私のアイデアを公共機関と取引しました

韓国特許庁 (2021. 9. 13.)

「第1次公共機関とともに実施する革新アイデア公募展」が成功裏に終了

特許庁は、去る3月から公共機関の革新を支援するために開催した、「第1次公共機関とともに実施する革新アイデア公募展」を成功裏に終了したと発表した。

第1次公募展は、21の公共機関が参加して提案した40の課題について、3月18日から5月26日まで国民のアイデアを公募し、計239件のアイデアが受け付けられた。

この中で、外部専門家の書面審査、先行技術調査及び最終面接など、6月から9月まで3回の審査を経て、特許庁長賞及び特別賞を含む計10件の受賞作が選定された。

受賞の他にも、6の公共機関の場合は13件のアイデアに対し、別途の補償金を支給してアイデアの提案者と購入契約を締結する。

ただし、特許庁は、新型コロナウイルスの予防及び拡散防止のために授賞式は開催せず、受賞者に授賞品を郵送し、取引者間では契約書を交換する予定である。

受賞作の中で、最高賞である特許庁長賞には、株式会社SRの「IoT活用の非対面鉄道サービス向上策[非対面認識方法]」の課題について、ジョン・テワン氏、イ・サンムン氏、イ・ジウ氏のチームが提案した「QR認識とビーコンを活用したSRT非対面乗車券の認識方法」のアイデアが選定された。

これに加え、授与機関で直接選定した特別賞には、韓国ガス公社の「水素産業をリードする韓国ガス公社紙面公告試案」の課題について提案したキム・ソル氏とハ・ジェヒョン氏のチームが選定され、韓国馬事会の「生活乗馬予約アプリケーション(「乗馬」)の活性化のためのアイデア」の課題についてチョン・ジヘ氏、パク・ジョンスク氏チームが受賞した。

さらに、特許庁は、公共機関の革新を持続的に支援するために、「第2次公共機関とともに実施する革新アイデア公募展」を開催して9月1日(水曜)から10月29日(金曜)まで国民のアイデアを公募する。

第2次公募展は、第1次公募展より参加規模が2倍以上拡大され、85の課題(43の公共機関)についてアイデアを公募する。

アイデア公募は3回に分けて行われ、第2次公募展に対する詳細な内容は「アイデア路(www.idearo.kr)」「イベント/行事」メニューで確認できる。

2-8 特許庁、先端技術分野における専門審査人材の充員拡大

韓国特許庁 (2021.9.15.)

2021年下半期、一般職公務員6級(審査官)の経歴競争採用試験を実施
26人充員、10月1日(金曜)から10月17日(木曜)まで願書受付

特許庁は、2021年10月1日(金曜)から10月7日(木曜)まで6級の専門審査人材を26人募集する。上半期に6級審査官21人を採用したのに続き、2回目の経歴競争採用を実施するものである。

今回の採用で、最近、特許出願量が増加しているバイオヘルスケア・人工知能・ディスプレイ技術分野と、環境にやさしい技術の重要性を強調する次世代電池及び環境技術分野に専門性とリーダーシップのある人材を充員する。

具体的には、医療用ロボット・人工知能・マシンラーニング、有機発光ダイオード(OLED)、電池技術分野などの専担技術分野に迅速な審査人材を充員することで、高品質の審査サービスを提供する。

特許庁審査官は、研究者や企業が創出した特許、デザイン、商標などが法的に保護を受けられるか否かについて審査を行い、無形の権利を付与する役割を遂行することになる。

特許庁における 6 級(審査官)経歴競争採用の規模は計 26 人(行政職 3 人、技術職 23 人)であり、学位(修士以上)または専門資格証(弁護士、弁理士など)を保有した場合、受験が可能である。

行政 職列 (3 人)	技術職列(23 人)								
	工業			農業	医療 技術	薬務	放送 通信	電算	環境
一般 行政	電気	物理	化工	一般 工業	医療 技術	薬務	伝送 技術	デー タ	水質
3	2	1	10	1	3	1	2	2	1

特許庁運営支援課長は、「継続的な優秀審査人材採用を通じて迅速・正確な審査サービスを提供し、発明が知的財産権として保護されるように支援する」と明らかにした。

「特許庁一般職公務員 6 級(審査官)」の経歴競争採用に関するより詳細な内容については、9 月 17 日金曜日、特許庁ウェブサイト(<http://www.kipo.go.kr>)または、人事革新処ナラ職場サイト(<http://gojobs.go.kr>)を通じて確認でき、その他については特許庁運営支援課(電話 042-481-5111)にお問い合わせください。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 相手の不正競争行為により被害を受けてもお手上げ

韓国特許庁 (2021. 9. 8.)

企業 47. 7%・消費者 81. 4%が不正競争行為に対応できてない
特許庁「不正競争行為実態調査」の結果を発表

韓国特許庁は、2021 年不正競争行為実態調査(調査機関：2021 年 7 月 1 日～8 月 12 日、主管機関：KDN リサーチ)を実施した。今回の実態調査は、(1)企業対象の調査(全国における企業のうちの 1, 250 社(※)と、(2)消費者対象の調査(満 20 歳以上の消費者 1, 000 人(※※))に分けて実施し、不正競争行為に対する認識と被害などの状況を調べる方式で行われた。

※業種(製造・非製造業)および従事者規模などを考慮した標本構成

※※全国 17 の市・道別 20・30・40・50 代以上の一般人 250 人で構成

企業対象調査の主な結果をみると、不正競争行為により直接被害を受けたか、不正競争行為者を目撃したことがある企業は 12.6%と調査され、被害企業が受けた不正競争行為の種類(複数回答)は、模倣商品の制作・販売行為が 86.2%で最も多い割合を占めた。

「企業が受けた不正競争行為の種類」

(複数回答)

行為の種類	国内外の被害
模倣商品の制作・販売	86.2%
相当な投資・努力で作られた成果の無断使用	32.3%
有名ブランドを無断使用して類似品を制作・販売	30.8%
経済的価値があるアイデアの盗用・模倣	26.2%

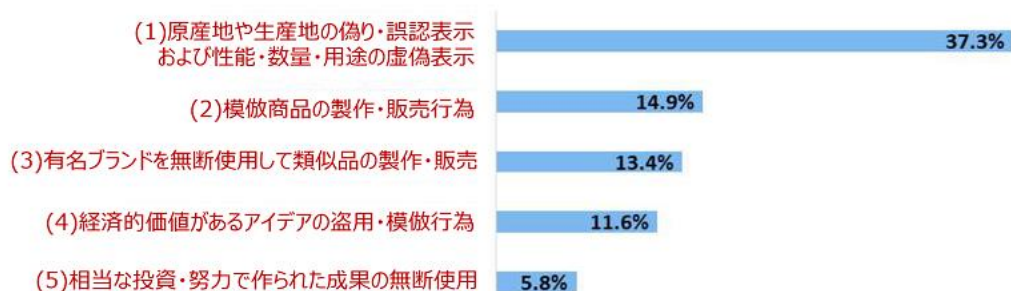
また、1,250 社の被害と被害規模の調査結果を全国の事業者(2019 年統計庁調査基準 4,176,549 社)に適用した場合、直近 5 年間の韓国企業の不正競争行為に係る被害は約 39 万件、全体の被害規模は約 44 兆ウォンと推算される。

このように不正競争行為による被害が膨大であるにもかかわらず、企業の被害対応において何も処置を取ることができない場合(47.7%)が多く、その理由は費用などの経済的負担が最も大きな割合(67.7%)を占めた。

一方、消費者対象の調査結果をみると、不正競争行為により直接的な被害を受けたと回答した割合が 46%に達するなど、消費者の被害も頻発になっているものと示された。特に、消費者の不正競争行為の被害において、原産地や生産地の偽り・誤認表示及び性能・数量・用途の虚偽表示による被害が 37.3%で最も多かった。

「消費者が受けた不正競争行為の種類」

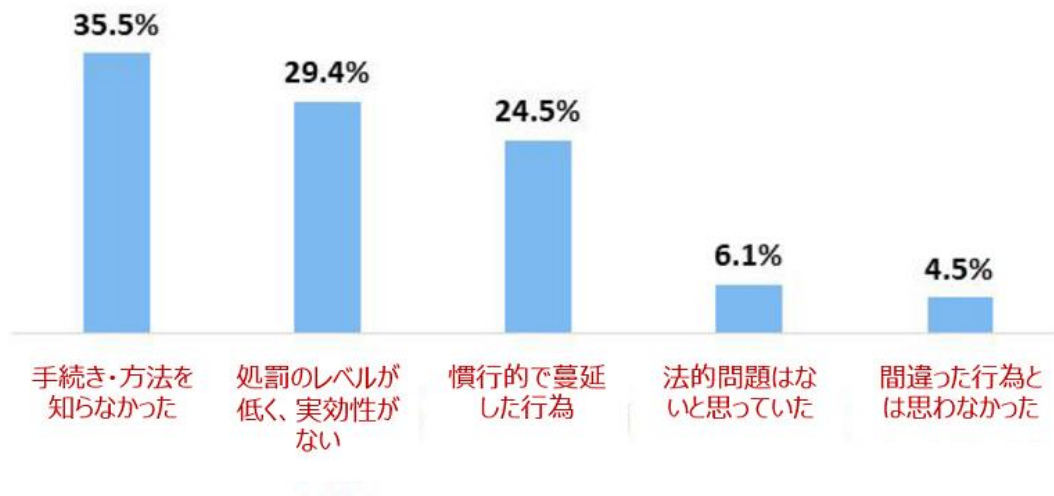
(複数回答)



このように消費者の被害が多いが、不正競争行為の目撃者のうち、申告・告訴・告発などの処置を取ることができなかった場合は 81.4%に達し、何も対応していない理由については、手続き・方法を知らなかった(35.5%)、実効性がない(29.4%)と回答した割合が 64.9%であった。

「消費者が不正競争行為者を申告・告訴・告発しなかった理由」

(複数応答)



特許庁産業財産保護協力局長は、「不正競争行為の被害が膨大であるにもかかわらず、企業や消費者がまともに対応できていない場合が多い」とし、「費用など経済的負担が大きい民事的救済手段の代わりに、行政調査または特許庁特別司法警察による調査・捜査などの公的救済処置を強化し、このような対応手続きを積極的に広報していきたい」と述べた。

さらに、「現行の不正競争防止法上の保護対象は、競争業者などに絞られているが、長期的には一般消費者も不正競争防止法の保護対象になれるように制度改善を推進していきたい」と明らかにした。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 安全な職場、5世代移動通信(5G)で解決する

韓国特許庁(2021.9.1.)

5世代移動通信基盤の安全な仕事場を実現する技術特許の出願が増加

最近、職場内の安全に対する社会的関心が急増し、これについての予防と対応技術が関心を受けている。また、これと関連し、5G技術を活用して職場内の安全な仕事場を実現する特許出願も増加している。

特許庁によると、5G基盤の安全な仕事場を実現する技術の特許出願が、2014年6件、2015年9件から2018年58件、2019年110件に急激に増加している。

直近7年間の特許出願の具体的な状況をみると、火災などの災害状況をリアルタイムで感知し、警報発令する技術が44%(118件)、災害発生時に避難案内や初動対応する技術が21%(58件)、ビッグデータなどを活用して事故を予測し診断する技術が19%(51件)、迅速に状況を伝える災害安全通信ネットワーク技術が16%(44件)を占めている。

特許出願に対する出願人別の割合は、中小・中堅企業が52.0%(140件)で最も大きな割合を占めており、個人が19%(52件)、大学・研究機関が13%(36件)、大企業が13.0%(35件)、その他(外国人など)が3%(8件)であった。

主な特許事例をみると、センサーによりリアルタイムで状況情報を感知して安全帽に安全情報を表示し、火災時の火災位置や避難経路を表示する。また、人が点検できない危険な橋梁にドローンを使って撮影し、リアルタイムで分析して橋梁の安全を診断することなどがある。

一方、5G基盤の安全な仕事場の実現技術は、5G通信の超高速、超低遅延および超連結性という特性をもとにした第四次産業革命技術であるIoT、ビッグデータが融合され、災害安全、生活安全のような様々な分野に拡大されている。

[5G基盤の安全な仕事場を実現する技術動向]

□世界全体の5G融合産業規模は、2026年に1.3兆ドルとなる見通しであり、そのうち公共安全分野が13%を占めるものと予想される。

※KDB 未来戦略研究所の「国内における産業競争力強化のための 5G 活用方策(2019 年 8 月)」

□国内における災難安全産業市場規模は、2019 年基準で 47 兆 3493 億ウォンと集計された。災難安全技術が 5G、人工知能と融合してスマート災難安全技術に進行している。

※行政安全部の「2020 年災難安全産業の実態調査」

□LG ユープラスは 5G スマート港湾事業に乗り出す。5G スマート港湾は、5G 通信を活用した港湾クレーンを遠隔制御して事務所で働く環境で、安全な勤務環境と作業効率性を同時に得ることができると期待される。

特許庁通信審査課特許チーム長によると、「重大災害処罰などに関する法律に基づく企業の積極的な需要であり、関連技術に対する関心がますます増加すると予想され、これに関連する強い知財権確保が必要である」とし、「そのために特許庁は、特許法の改正(2021 年 6 月 23 日施行)を通じて、災難安全技術を優先審査対象に指定し、審査が適時に行われるように支援している」と述べた。

5-2 新型コロナウイルスのパンデミック以降、電子商取引の強者になる条件とは

韓国特許庁 (2021. 9. 2.)

オン・オフラインの融合および最新の情報通信技術を適用した
サービスの特許出願が増加

新型コロナウイルスの影響で生活および消費の方式が変化している。それに伴って電子商取引で取引される品目がさらに多様化しており、オン・オフラインの境界がなく、最新の情報通信技術が適用されたサービスが提供されると見込まれている。

韓国貿易協会、ソフトウェア政策研究所などは、今後の電子商取引市場を主導する技術としてオムニチャネル(※)(統合流通網)、ライブコマース(リアルタイムコミュニケーション販売)、拡張/仮想現実(VR/AR)、スマート物流、パーソナライズ・カスタマイズサービスを挙げ、2017 年からそれに関する特許出願も持続的に増加していると明らかにした。

※オムニチャンネル：消費者がオン・オフライン、携帯電話など、さまざまな経路を行き来しながら、商品を検索して購入できるようにするサービス。代表的なものとして、デパ

ートのオンラインモールで購入した商品をオフライン売り場で受け取る「スマートピック」というサービスがある。

関連する特許出願の動向を具体的に見ると、流通企業が保有している多くのオン・オフライン店舗を連携することにより、商品注文および受領が自由になり、ポイントも統合して使用できるようにするオムニチャネルの特許は、2017年に642件出願された。その後、継続的に出願が増加して2020年には前年比15.9%増の1,163件が出願された。

SNSのインフルエンサーを活用したリアルタイムのコミュニケーションを強みとしている、ライブコマースの場合、2017年から2019年までの出願は停滞（800件前後）していたが、2020年に前年比85.7%（1,543件出願）急騰した。

実際に訪問しなくても拡張/仮想現実で商品を着用・購入することができる拡張/仮想現実（VR/AR）のインターフェースは、スマートフォンの高性能化およびユーザーエクスペリエンス（UX、User Experience）を実装する機器の普及拡大に加えて、市場のニーズも反映され、2020年に前年比13.4%増の881件が出願された。

物流センターのハブ化とロボット・ドローンを活用して商品の配送時間を最小限に抑えることができるスマート物流特許の場合、全体的な出願件数は多くないが、前年に比べて2019年30.1%（367件）、2020年18.5%（435件）増加した。

ビッグデータ・AIを適用して、消費者が満足できる商品を推薦する、パーソナライズ・カスタマイズサービスの特許は、毎年着実に出願されており、2020年には前年比39.3%増の989件が出願された。

「新型コロナウイルスの拡散以降における電子商取引市場の現状」

新型コロナウイルスの影響によって社会的距離の確保や在宅勤務の体制が拡大され、消費者のライフスタイルも変化された。これにより、消費者は、非対面方式の消費を好むようになった。

米国の国勢調査局によると、2020年4月の米国の小売売上高は前月比16.4%減少し、集計を開始した1992年以来最大の減少幅を記録したが、2020年4月の一日平均のオンライン販売額は、前月比49%増加した。

韓国国内の状況を見ると、NAVERショッピングの取引額は、前年同期比64%増であり、Coupangは2019年7兆1,530億ウォンから2020年13兆2,478億ウォンに売上高が上昇（出所：OPENSURVEY、2020年8月発表）しており、韓国国内外いずれも新型コロナウイ

ルスの拡散以降、オフラインに比べてオンラインショッピングが著しく成長したことが分かった。

特許庁の電子商取引審査課の審査官は、「新型コロナによるパンデミック以降の電子商取引サービスは、非対面方式で時間と空間に制約されないサービスを利用しようとする消費者のニーズにより、その規模はさらに大きくなると予想している。また、新たなサービスの絶対的な強者になるために企業の競争もより激しくなると見込んでいる」とし、「規模が拡大している電子商取引分野の強者になるためには、ユーザーが抵抗なく受け入れることができるサービスを開発して提供するとともに、技術の変化が速いこの分野の特性を考慮して、速やかに知的財産権を確保することが非常に重要である」と述べた。

5-3 ゴルフ初心者も特許でホールインワン！

韓国特許庁（2021.9.6.）

ゴルフ関連特許の出願が新型コロナウイルス以降 100 件以上増加
融合複合および姿勢矯正技術、韓国の個人と中小企業の二艘引き

最近ゴルフに関するバラエティー番組が増えるなど、新型コロナウイルス以降社会的距離の確保でゴルフが急浮上する中、ゴルフ関連特許の出願が大幅に増加したことが分かった。

融合複合技術とは、モノのインターネット、仮想・拡張・混合現実、人工知能などの適用技術のことを、姿勢矯正技術とは、運動姿勢の分析または矯正機能の付加技術のことを意味する。

韓国特許庁によると、ゴルフ関連特許は 2020 年に 509 件出願され、2019 年より 100 件以上増加した。

とりわけ、スクリーンゴルフ、人工知能サービスの距離測定器のような融合複合技術、スイング矯正道具、眼鏡、ロボットのような姿勢矯正技術については、2020 年、それぞれ 120 件、174 件出願され、高い上昇率を示している。

これは、視覚的な没入感の向上、コース攻略、姿勢矯正などに先端情報通信技術を融合させようとした、さまざまな挑戦、また、飛距離と正確度に対するゴルファーの限りない関心が市場に反映された結果だと解釈できる。

これまでの10年間の技術分野別出願動向を見てみると、ゴルフ付属品および練習装置に関する出願が増加している。

スライス、フックもしくは紛失防止のためのゴルフティーのように正確度、便利性などを確保し、または距離/パターの測定器のように方向、距離、傾斜度などを測定するゴルフ付属品に関する技術の成長が目立つ。

また、スイングまたはパター姿勢に対する分析/矯正技術、スクリーンゴルフの感知/制御技術およびパーソナライズサービスで専門家のスキルを提供するゴルフ練習装置に関する出願も再び増加している。

出願人別で見ると、韓国人は3,470件(85%)を出願し、外国人の出願623件(15%)に対して大きな比重を占めている。

全ての技術分野において韓国人の出願が多いが、ヘッド、シャフト、コア、ディンプルなどの構造と素材に特徴のある出願が行われるゴルフクラブ(39%)とゴルフボール(33%)では外国人の割合が比較的高かった。

一方、融合複合技術の適用、または姿勢矯正技術の付け加えられた出願については、個人および中小企業を中心とした韓国人がそれぞれ96%、94%を占め、韓国人が技術開発を主導していることが分かった。

韓国特許庁の生活用品審査課の審査官は、「新型コロナウイルスでゴルフ業界は好況期を迎え、ゴルフ市場はさらに成長を続けると予測される」とし、「韓国企業が知的財産権を先制確保して競争力を確保するためには、市場が大きくて付加価値の最も高いゴルフボールとゴルフクラブの品質を改善できる新素材の開発も重要である」と述べた。

5-4 電気自動車に使用される最新の制動技術

韓国特許庁 (2021.9.13.)

電気自動車の回生制動技術に関する出願動向

我々が使用する内燃機関車両に使用される制動装置は摩擦方式であるが、最近の電気自動車は摩擦熱で消費するエネルギーをバッテリーに保存して再活用する回生制動方式が

導入されている。ただし、最近の電気自動車でも回生制動システムと一緒に、車両の急制動や停止時に摩擦制動方式が制限的に使用されている。

回生制動システムは、1960年代に米国の自動車メーカー「アメリカンモーターズ(AMC)」で初めて考案され、鉄道車両にまず先に適用されたが、最近では、バッテリーが使用される電気自動車が普及したことにより、燃費改善を目的に幅広く利用されている。

韓国特許庁によると、回生制動システムに関する韓国国内の特許出願が、去る11年間の全体件数が338件であり、2010年18件から2019年44件に増加したと発表した。

現代自動車(155件、45.9%)、(株)萬都(20件、5.9%)、現代モービス(18件、5.3%)など、韓国国内の大企業が出願をリードしていると示された。

技術別には、摩擦制動と回生制動の円滑な転換のためにモーターを制御する技術(118件、34.9%)、

車輪ごとに適切な制動力を分配するための制御技術(98件、29.0%)、バッテリーの過充電を防止するためのバッテリー制御技術(81件、24.0%)などが多く出願されている。

最近では、回生制動システムが適用された車両の乗車感問題が、解決すべき課題となっている。

回生制動システムは燃費改善などのメリットがあるが、低速での頻繁な制動や急制動時の乗車感の低下などのデメリットもある。

このような問題を解決するために、最近では、センサーを活用して路面傾斜、前方車両の速度や距離差についての情報を得て、これを通じて回生制動量を自動で決めるスマート回生制動システムに関する技術が多く開発されている。

スマート回生制動システムは、不要なブレーキ操作を軽減し、運転手の疲労感を下げ、アクセルペダルのみを使用することで、加速と回生制動を行き来しながら走行できる利便性も提供できる。

特許庁一般機械審査課審査官は、「回生制動システムは燃費改善などのメリットがあるが、運転手の乗車感向上の問題は持続的に改善すべき課題である」とし、「このような問題を解決するために持続的な研究開発及び知的財産権の確保が、今後の企業の競争力強化の主要要素となる」と述べた。

ウイルス伝播遮断技術を融合させたエレベーターに対する特許出願が急増

韓国特許庁は、日常生活の代表的な「3密」(密閉、密接、密集)場所であるエレベーター内でウイルスの伝播を遮断する技術に対する特許の出願が2020年に前年対比6倍以上急増したと発表した。

エレベーター内のウイルス伝播遮断技術に対する特許出願は、この10年間(2010~2019年)は年平均15件程度であったが、新型コロナウイルスの世界的大流行により2020年だけで114件と大幅に増加した。

エレベーターに適用されるウイルス伝播遮断技術には、(1)直接ボタンを押さなくてもエレベーターを呼んで目的階が選択できる非接触式情報入力技術、(2)内部の空気を浄化し、殺菌・消毒する技術、(3)接触式ボタンを殺菌・消毒する技術(※)が含まれる。

※ボタンに付着する抗菌フィルムに対する出願は除外

非接触式情報入力技術においては、赤外線センサーやカメラなどを通じて人の手を認識し、情報が入力される方式と、音声及びスマートフォンなどを通じて情報が入力される方式などが主に適用されていることが分かった。

また、内部空気の浄化及びボタンの殺菌・消毒技術においては、エレベーター内に人がいない時に殺菌剤を散布、またはUV(紫外線)で殺菌・消毒する方式が主に適用されることが分かった。

詳細技術別の出願を見ても、非接触式情報入力技術が40件(35%)、内部空気の浄化及び殺菌・消毒技術が38件(33%)、ボタンの殺菌・消毒技術が36件(32%)で、技術別には比較的均等に出願されている。

一方、内部空気の浄化及び殺菌・消毒技術と、ボタンの殺菌・消毒技術分野の出願においては、毎年10件にも至らなかったものが、2020年にはそれぞれ38件、36件と、増加幅が大きい。

出願人別に見ると、2019 年までは企業・研究機関からの出願の比重（71%）が高かったが、2020 年には個人（61%）の比重が企業・研究機関（39%）よりはるかに高いことが分かる。

これは、エレベーターを利用する際、短い時は数十秒、長い時は 2～3 分まで「3 密」の状況に置かれ、国民が肌でウイルス伝播に対する危険性について深く感じるようになり、このため、思い浮かんだアイデアが死蔵されず、特許出願に繋がったと考えられる。

韓国特許庁の運送機械審査課の審査官は、「新型コロナウイルスによる危険な環境が新技術を通じて少しずつ改善されていくことを願い、特許庁では、この度のエレベーターの事例のように、日常生活において感じる問題や不便を解決するアイデアが特許出願に繋がれる環境を整えるための政策的な支援に最善を尽くす」と述べた。

参考として、今年から韓国特許庁は国民の斬新なアイデアが死蔵されず企業に繋がるように、アイデア取引サービス（オンラインアイデアプラットフォーム「アイデア路」（[www. idearo. kr](http://www.idearo.kr)））を提供している。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム